

## ●知っていますか？ クーリング・オフ

クーリング・オフは、契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取り引きは主

に下表のものです。ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

### クーリング・オフできる取り引きと期間

| 取り引き形態     |  | 期 間    |
|------------|--|--------|
| 訪問販売       | キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールス   | 原則8日間  |
| 電話勧誘販売     | 電話による勧誘がきっかけで結んだ契約   | 原則8日間  |
| 特定継続的役務提供  | 5万円を超える、エステ、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス ※エステは1カ月を超える、その他は2カ月を超えるもの | 原則8日間  |
| 訪問購入(訪問買取) | 業者が消費者の自宅を訪ねて商品の買い取りを行うもの  | 原則8日間  |
| 連鎖販売取引     | マルチ商法(ネットワークビジネスともいう)  | 原則20日間 |
| 業務提供誘引販売取引 | 内職・モニター商法など  | 原則20日間 |

※期間は法定書面を受け取った日から起算します。

### クーリング・オフ通知の書き方と注意点

クーリング・オフは必ずはがきなど書面で通知しましょう。

簡易書留、特定記録郵便など、記録が残る方法で送付しましょう。

クレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。

書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

#### はがきで通知する際の記載例

| 表面   | 裏面  |
|--|---|
| <p>□□□□□□</p> <p>〇〇県〇〇市<br/>〇〇番〇〇号</p> <p>株式会社〇〇<br/>代表者 〇〇様</p> | <p><b>契約解除通知書</b></p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇〇</p> <p>契約金額 金〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社〇営業所</p> <p>担当者 〇〇〇氏</p> <p>上記日付の契約は解除します。<br/>尚、すみやかに支払済の〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。</p> <p>平成〇年〇月〇日<br/>〇市〇町〇番地 氏名〇〇〇〇</p> |

### 光回線やプロバイダー契約などの

## ネット回線契約は慎重に！

“お買い得感”を強調して勧誘

しかし、実際は…

このような被害に遭わないために

現在キャンペーン中なので、光回線の契約をすると利用料が安くなりますよ！

契約しているプロバイダーのプランを変更すると安くなります。

契約

光回線を契約したが、安くならなかったので、やめたいと言うと解約料を請求された

遠隔操作で設定してもらったが、頼んでもないオプションサービスも契約したことになっていた

ちょっと待って…

- ▶ 勧誘されても、その場での契約は避けましょう
- ▶ 契約内容を十分に理解し、自分の利用環境や目的に照らして必要なければ、きっぱり断りましょう



問い合わせ 市民交流課 ☎229-3252 FAX 227-8070